

# 「個室ビデオ店等」の用途に供する建築物の 定期報告について

「個室ビデオ店等」については、通常の定期報告書と併せて、市条例についての 専用の様式の報告書を提出 する必要があります。

## 1 個室ビデオ店等とは

「個室ビデオ店等」とは、次の①～⑤に該当する用途で、周囲を壁、天井、戸等により区画された専ら遊興の用に供する小規模な居室（個室）を有するものをいいます。

（ついでてやカーテンによる区画は「個室」にはなりません。）

- ①個室ビデオ店                      ②カラオケボックス
- ③複合カフェ（インターネットカフェ・漫画喫茶など）
- ④テレフォンクラブ                ⑤その他これらに類するものとして規則で定めるもの

## 2 対象となる規模について

①「個室ビデオ店等」に供する床面積の合計が、建築物の定期調査報告については 100m<sup>2</sup>を超えるもの。

②建築設備、防火設備の定期検査報告については、①に設置されているもの（「個室ビデオ店等」に供する床面積の合計が、100m<sup>2</sup>を超えるもの）

※なお、100 m<sup>2</sup>を超えない場合であっても、「個室ビデオ店等」の用途を含めて複合用途建築物の要件に該当する場合は、専用の様式の報告書を提出してください。

## 3 追加の調査が必要な項目

追加の調査・報告の必要な内容一覧（横浜市建築基準法施行細則第6条第3項第2号抜粋）

調査項目	調査方法	判定基準	
居室の廊下の幅員	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	条例第43条の2の規定に適合しないこと。ただし、条例第53条の7の規定が適用され、かつ、階避難安全性能（政令第129条第2項に規定する階避難安全性能をいう。）に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は条例第53条の8の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能（政令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能をいう。）に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
直通階段の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	条例第43条の3の規定に適合しないこと。	
客用の出口	出口の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	条例第43条の4第1項の規定に適合しないこと。
	戸の設置の状況		条例第43条の4第2項の規定に適合しないこと。

※ 裏面にて、調査に必要な建築基準条例の概要を紹介しています。

# 横浜市建築基準条例の内容（平成24年12月1日より施行）

## 個室ビデオ店等の避難規定に関する技術基準の概要

（横浜市建築基準条例第43条の2～第43条の4）

### ア 居室の廊下の幅（第43条の2）

客が利用する廊下について、避難上の安全性を確保するため、両側に個室がある廊下の幅は1.2m以上、その他の場合は0.9m以上とする。

### イ 2以上の直通階段の設置（第43条の3）

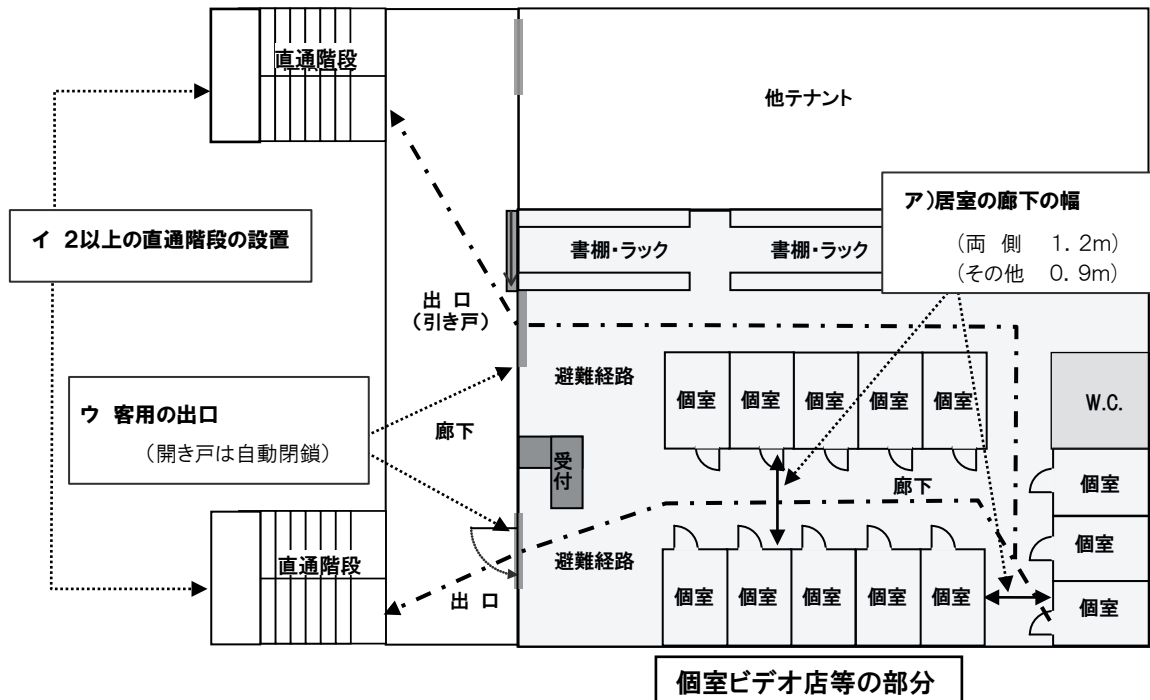
火災等の避難時に、1つの経路が遮断された場合でも、異なる経路で安全に避難できるよう、個室を有する階から地上に通ずる2以上の直通階段を設ける。

また、2以上の直通階段を設けた場合、居室から直通階段に至る経路に重複区間がある場合は、その重複区間について、一定の距離以下とする。なお、これらについては、避難上有効なバルコニーを設置する等、一定の要件を満たす場合について適用を除外する。

### ウ 客用の出口（第43条の4）

1箇所の出口に客が集中することによる混乱防止や2方向の避難を確保するために、店舗の出口は、廊下又は屋外等に面して2箇所以上設置する。

また、店舗の出口における外開きの戸については、避難時に開放された状態により、廊下等の幅員を狭め、避難上支障となる可能性があるため、開放した場合でも自動的に閉鎖する構造にする。



※横浜市建築基準条例本文とその詳細については「横浜市建築基準条例及び同解説」をご覧ください。